標準貨物自動車運送約款

最終改正　運輸省告示第五百七十五号、平成二年十一月二十二日
国土交通省告示第二百十号、平成六年十二月二十三日
（令和二年十一月一日施行）

目

第一章　総則
第一節　通則
第二章　運送業務等
第一節　運送の申込み及び引受け
第二節　運送の実施
第三節　積付け
第四節　指図
第五節　事故
第六節　運賃、料金等
第七節　運賃、料金等の収受方法
第八節　責任
第九節　連絡運輸
第三章　雑則
第一節　通則
第二節　運送の実施
第三節　積付け
第四節　指図
第五節　事故
第六節　運賃、料金等
第七節　運賃、料金等の収受方法
第八節　責任
第九節　連絡運輸

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめその旨を店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の種類）

第二条　当店は、次の各号の一に該当する貨物の運送の申込みを受けた旨について、貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

（引受拒否）

第三条　当店は、次の各号の一に該当する貨物の運送の申込みを受けた旨について、貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

一　運送の申込みが、この運送約款によらないとき。

二　申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三　当該運送に関して申込者から特別の負担を求められたとき。

四　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（危険品及び異種品）

第四条　この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

一　貨幣、紙幣、小切手、乗車券、印紙、郵便切手及び公債証書その他これらに類する有価証券

二　金、銀、白金その他の金属、インゴット、タングステンその他の稀金属

三　宝石、真珠その他の宝石及びこれらの製品

四　骨董品、美術品その他の特に珍貴な物品

（運送の準備）

第五条　当店は、運送の申込みを受けた際において、貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

（引受制限）

第六条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないとき。

二　申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三　当該運送に関して申込者から特別の負担を求められたとき。

四　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（荷造り）

第七条　貨物は、運送に耐えるように荷造りをしなければなりません。

2　前項の荷造りは、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の難易等に応じて、運送に適するように行なわなければなりません。

3　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

4　当店は、荷造りが十分でないため貨物であっても、その貨物に対し荷造りをしないで運送することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

（危険品の通知）

第八条　危険品を運送しようとするときは、その旨を当店又は荷送人に通知しなければなりません。

2　荷送人が前項の通知をしないときは、当店は、その危険品の全部又は一部を荷送人の費用で破棄し、又は無害に処分することができます。

（貨物の検査）

第九条　当店は、貨物の運送のため必要があるときは、荷送人の立会いの上で、これを点検することがあります。

2　荷送人が前項の規定による貨物の点検を拒んだときは、当店は、その貨物の運送を拒絶することがあります。

3　前二項の規定は、荷送人が貨物の種類及び性質について申告の義務を尽くしたときは、これを適用しません。

4　当店は、第一項の規定により点検した場合において、貨物の種類及び性質が申告の通知と異なるときは、これを訂正させることがあります。

（運送の申込み）

第十条　運送を申込者に要求することがあります。

2　当店は、前項の要求をしたときは、申込者に対し、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　申込者の氏名又は名称及び住所

二　荷送人の氏名又は名称及び住所

三　荷受人の氏名又は名称及び住所

四　貨物の種類、性質、容積又は重量

五　貨物の荷造りの方法

六　貨物の引渡しの場所

七　運賃、料金等の額

八　運賃、料金等の支払の方法

九　運送の開始の日時又は期間

十　運送の経路又は方法

十一　運送保険に関する事項

十二　特約事項があるときは、その内容

十三　その他の運送に関し必要な事項

（運送の引受け）

第十一条　当店は、前条第二項の規定による運送引受書の交付を受けた時をもって、運送の引受けがあったものとします。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運送の申込みを受けた場合において、運送の実施に支障があるときは、その旨を申込者に通知することがあります。

3　当店は、申込者が第一項の要求に応じないときは、運送の引受けをしないことがあります。

（運送の実施）

第十二条　当店は、運送の引受けをしたときは、運送を実施します。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運送の申込みを受けた場合において、運送の実施に支障があるときは、その旨を申込者に通知することがあります。

3　当店は、申込者が第一項の要求に応じないときは、運送の引受けをしないことがあります。

（運送の中止）

第十三条　荷送人が、当店に対し、貨物の運送の中止を請求したときは、運送を中止します。

2　当店は、前項の規定により運送を中止したときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　荷送人は、第一項の規定による運送の中止によって生じた損害を当店に対して賠償しなければなりません。

（運送の再開）

第十四条　当店は、前条第一項の規定により運送を中止した場合において、その中止の事由が消滅したときは、運送を再開します。

2　荷送人は、当店に対し、前項の規定による運送の再開を請求することができます。

3　当店は、前項の規定により運送を再開したときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の引受拒絶）

第十五条　当店は、荷送人が次の各号の一に該当するときは、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　荷送人が、運賃、料金等の支払を怠ったとき。

二　荷送人が、第十条第二項第七号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

三　荷送人が、第十条第二項第八号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

四　荷送人が、第十条第二項第十号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

五　荷送人が、第十条第二項第十一号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

六　荷送人が、第十条第二項第十二号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

七　荷送人が、第十条第二項第十三号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

八　荷送人が、第十条第二項第十四号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

九　荷送人が、第十条第二項第十五号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

十　荷送人が、第十条第二項第十六号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

十一　荷送人が、第十条第二項第十七号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

十二　荷送人が、第十条第二項第十八号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

十三　荷送人が、第十条第二項第十九号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

十四　荷送人が、第十条第二項第二十号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

十五　荷送人が、第十条第二項第二十一号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

十六　荷送人が、第十条第二項第二十二号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

十七　荷送人が、第十条第二項第二十三号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

十八　荷送人が、第十条第二項第二十四号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

十九　荷送人が、第十条第二項第二十五号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二十　荷送人が、第十条第二項第二十六号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二十一　荷送人が、第十条第二項第二十七号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二十二　荷送人が、第十条第二項第二十八号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二十三　荷送人が、第十条第二項第二十九号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二十四　荷送人が、第十条第二項第三十号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二十五　荷送人が、第十条第二項第三十一号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二十六　荷送人が、第十条第二項第三十二号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二十七　荷送人が、第十条第二項第三十三号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二十八　荷送人が、第十条第二項第三十四号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二十九　荷送人が、第十条第二項第三十五号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

三十　荷送人が、第十条第二項第三十六号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

三十一　荷送人が、第十条第二項第三十七号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

三十二　荷送人が、第十条第二項第三十八号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

三十三　荷送人が、第十条第二項第三十九号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

三十四　荷送人が、第十条第二項第四十号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

三十五　荷送人が、第十条第二項第四十一号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

三十六　荷送人が、第十条第二項第四十二号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

三十七　荷送人が、第十条第二項第四十三号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

三十八　荷送人が、第十条第二項第四十四号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

三十九　荷送人が、第十条第二項第四十五号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

四十　荷送人が、第十条第二項第四十六号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

四十一　荷送人が、第十条第二項第四十七号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

四十二　荷送人が、第十条第二項第四十八号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

四十三　荷送人が、第十条第二項第四十九号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

四十四　荷送人が、第十条第二項第五十号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

四十五　荷送人が、第十条第二項第五十一号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

四十六　荷送人が、第十条第二項第五十二号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

四十七　荷送人が、第十条第二項第五十三号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

四十八　荷送人が、第十条第二項第五十四号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

四十九　荷送人が、第十条第二項第五十五号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

五十　荷送人が、第十条第二項第五十六号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

五十一　荷送人が、第十条第二項第五十七号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

五十二　荷送人が、第十条第二項第五十八号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

五十三　荷送人が、第十条第二項第五十九号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

五十四　荷送人が、第十条第二項第六十号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

五十五　荷送人が、第十条第二項第六十一号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

五十六　荷送人が、第十条第二項第六十二号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

五十七　荷送人が、第十条第二項第六十三号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

五十八　荷送人が、第十条第二項第六十四号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

五十九　荷送人が、第十条第二項第六十五号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

六十　荷送人が、第十条第二項第六十六号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

六十一　荷送人が、第十条第二項第六十七号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

六十二　荷送人が、第十条第二項第六十八号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

六十三　荷送人が、第十条第二項第六十九号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

六十四　荷送人が、第十条第二項第七十号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

六十五　荷送人が、第十条第二項第七十一号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

六十六　荷送人が、第十条第二項第七十二号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

六十七　荷送人が、第十条第二項第七十三号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

六十八　荷送人が、第十条第二項第七十四号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

六十九　荷送人が、第十条第二項第七十五号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

七十　荷送人が、第十条第二項第七十六号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

七十一　荷送人が、第十条第二項第七十七号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

七十二　荷送人が、第十条第二項第七十八号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

七十三　荷送人が、第十条第二項第七十九号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

七十四　荷送人が、第十条第二項第八十号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

七十五　荷送人が、第十条第二項第八十一号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

七十六　荷送人が、第十条第二項第八十二号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

七十七　荷送人が、第十条第二項第八十三号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

七十八　荷送人が、第十条第二項第八十四号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

七十九　荷送人が、第十条第二項第八十五号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

八十　荷送人が、第十条第二項第八十六号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

八十一　荷送人が、第十条第二項第八十七号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

八十二　荷送人が、第十条第二項第八十八号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

八十三　荷送人が、第十条第二項第八十九号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

八十四　荷送人が、第十条第二項第九十号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

八十五　荷送人が、第十条第二項第九十一号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

八十六　荷送人が、第十条第二項第九十二号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

八十七　荷送人が、第十条第二項第九十三号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

八十八　荷送人が、第十条第二項第九十四号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

八十九　荷送人が、第十条第二項第九十五号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

九十　荷送人が、第十条第二項第九十六号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

九十一　荷送人が、第十条第二項第九十七号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

九十二　荷送人が、第十条第二項第九十八号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

九十三　荷送人が、第十条第二項第九十九号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

九十四　荷送人が、第十条第二項第百号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

九十五　荷送人が、第十条第二項第百一号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

九十六　荷送人が、第十条第二項第百二号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

九十七　荷送人が、第十条第二項第百三号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

九十八　荷送人が、第十条第二項第百四号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

九十九　荷送人が、第十条第二項第百五号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百　荷送人が、第十条第二項第百六号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百一　荷送人が、第十条第二項第百七号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百二　荷送人が、第十条第二項第百八号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百三　荷送人が、第十条第二項第百九号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百四　荷送人が、第十条第二項第百十号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百五　荷送人が、第十条第二項第百十一号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百六　荷送人が、第十条第二項第百十二号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百七　荷送人が、第十条第二項第百十三号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百八　荷送人が、第十条第二項第百十四号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百九　荷送人が、第十条第二項第百十五号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百十　荷送人が、第十条第二項第百十六号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百十一　荷送人が、第十条第二項第百十七号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百十二　荷送人が、第十条第二項第百十八号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百十三　荷送人が、第十条第二項第百十九号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百十四　荷送人が、第十条第二項第百二十号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百十五　荷送人が、第十条第二項第百二十一号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百十六　荷送人が、第十条第二項第百二十二号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百十七　荷送人が、第十条第二項第百二十三号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百十八　荷送人が、第十条第二項第百二十四号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百十九　荷送人が、第十条第二項第百二十五号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百二十　荷送人が、第十条第二項第百二十六号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百二十一　荷送人が、第十条第二項第百二十七号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百二十二　荷送人が、第十条第二項第百二十八号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百二十三　荷送人が、第十条第二項第百二十九号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百二十四　荷送人が、第十条第二項第百三十号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百二十五　荷送人が、第十条第二項第百三十一号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百二十六　荷送人が、第十条第二項第百三十二号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百二十七　荷送人が、第十条第二項第百三十三号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百二十八　荷送人が、第十条第二項第百三十四号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百二十九　荷送人が、第十条第二項第百三十五号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百三十　荷送人が、第十条第二項第百三十六号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百三十一　荷送人が、第十条第二項第百三十七号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百三十二　荷送人が、第十条第二項第百三十八号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百三十三　荷送人が、第十条第二項第百三十九号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百三十四　荷送人が、第十条第二項第百四十号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百三十五　荷送人が、第十条第二項第百四十一号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百三十六　荷送人が、第十条第二項第百四十二号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百三十七　荷送人が、第十条第二項第百四十三号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百三十八　荷送人が、第十条第二項第百四十四号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百三十九　荷送人が、第十条第二項第百四十五号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百四十　荷送人が、第十条第二項第百四十六号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百四十一　荷送人が、第十条第二項第百四十七号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百四十二　荷送人が、第十条第二項第百四十八号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百四十三　荷送人が、第十条第二項第百四十九号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百四十四　荷送人が、第十条第二項第百五十号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百四十五　荷送人が、第十条第二項第百五十一号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百四十六　荷送人が、第十条第二項第百五十二号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百四十七　荷送人が、第十条第二項第百五十三号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百四十八　荷送人が、第十条第二項第百五十四号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百四十九　荷送人が、第十条第二項第百五十五号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百五十　荷送人が、第十条第二項第百五十六号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百五十一　荷送人が、第十条第二項第百五十七号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百五十二　荷送人が、第十条第二項第百五十八号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百五十三　荷送人が、第十条第二項第百五十九号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百五十四　荷送人が、第十条第二項第百六十号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百五十五　荷送人が、第十条第二項第百六十一号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百五十六　荷送人が、第十条第二項第百六十二号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百五十七　荷送人が、第十条第二項第百六十三号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百五十八　荷送人が、第十条第二項第百六十四号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百五十九　荷送人が、第十条第二項第百六十五号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百六十　荷送人が、第十条第二項第百六十六号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百六十一　荷送人が、第十条第二項第百六十七号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百六十二　荷送人が、第十条第二項第百六十八号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百六十三　荷送人が、第十条第二項第百六十九号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百六十四　荷送人が、第十条第二項第百七十号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百六十五　荷送人が、第十条第二項第百七十一号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百六十六　荷送人が、第十条第二項第百七十二号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百六十七　荷送人が、第十条第二項第百七十三号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百六十八　荷送人が、第十条第二項第百七十四号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百六十九　荷送人が、第十条第二項第百七十五号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百七十　荷送人が、第十条第二項第百七十六号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百七十一　荷送人が、第十条第二項第百七十七号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百七十二　荷送人が、第十条第二項第百七十八号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百七十三　荷送人が、第十条第二項第百七十九号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百七十四　荷送人が、第十条第二項第百八十号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百七十五　荷送人が、第十条第二項第百八十一号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百七十六　荷送人が、第十条第二項第百八十二号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百七十七　荷送人が、第十条第二項第百八十三号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百七十八　荷送人が、第十条第二項第百八十四号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百七十九　荷送人が、第十条第二項第百八十五号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百八十　荷送人が、第十条第二項第百八十六号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百八十一　荷送人が、第十条第二項第百八十七号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百八十二　荷送人が、第十条第二項第百八十八号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百八十三　荷送人が、第十条第二項第百八十九号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百八十四　荷送人が、第十条第二項第百九十号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百八十五　荷送人が、第十条第二項第百九十一号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百八十六　荷送人が、第十条第二項第百九十二号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百八十七　荷送人が、第十条第二項第百九十三号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百八十八　荷送人が、第十条第二項第百九十四号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百八十九　荷送人が、第十条第二項第百九十五号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百九十　荷送人が、第十条第二項第百九十六号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百九十一　荷送人が、第十条第二項第百九十七号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百九十二　荷送人が、第十条第二項第百九十八号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

百九十三　荷送人が、第十条第二項第百九十九号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百　荷送人が、第十条第二項第二百号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百一　荷送人が、第十条第二項第二百一号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百二　荷送人が、第十条第二項第二百二号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百三　荷送人が、第十条第二項第二百三号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百四　荷送人が、第十条第二項第二百四号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百五　荷送人が、第十条第二項第二百五号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百六　荷送人が、第十条第二項第二百六号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百七　荷送人が、第十条第二項第二百七号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百八　荷送人が、第十条第二項第二百八号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百九　荷送人が、第十条第二項第二百九号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百十　荷送人が、第十条第二項第二百十号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百十一　荷送人が、第十条第二項第二百十一号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百十二　荷送人が、第十条第二項第二百十二号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百十三　荷送人が、第十条第二項第二百十三号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百十四　荷送人が、第十条第二項第二百十四号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百十五　荷送人が、第十条第二項第二百十五号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百十六　荷送人が、第十条第二項第二百十六号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百十七　荷送人が、第十条第二項第二百十七号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百十八　荷送人が、第十条第二項第二百十八号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百十九　荷送人が、第十条第二項第二百十九号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百二十　荷送人が、第十条第二項第二百二十号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百二十一　荷送人が、第十条第二項第二百二十一号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百二十二　荷送人が、第十条第二項第二百二十二号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百二十三　荷送人が、第十条第二項第二百二十三号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百二十四　荷送人が、第十条第二項第二百二十四号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百二十五　荷送人が、第十条第二項第二百二十五号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百二十六　荷送人が、第十条第二項第二百二十六号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百二十七　荷送人が、第十条第二項第二百二十七号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百二十八　荷送人が、第十条第二項第二百二十八号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百二十九　荷送人が、第十条第二項第二百二十九号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百三十　荷送人が、第十条第二項第二百三十号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百三十一　荷送人が、第十条第二項第二百三十一号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百三十二　荷送人が、第十条第二項第二百三十二号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百三十三　荷送人が、第十条第二項第二百三十三号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百三十四　荷送人が、第十条第二項第二百三十四号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百三十五　荷送人が、第十条第二項第二百三十五号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百三十六　荷送人が、第十条第二項第二百三十六号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百三十七　荷送人が、第十条第二項第二百三十七号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百三十八　荷送人が、第十条第二項第二百三十八号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百三十九　荷送人が、第十条第二項第二百三十九号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百四十　荷送人が、第十条第二項第二百四十号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百四十一　荷送人が、第十条第二項第二百四十一号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百四十二　荷送人が、第十条第二項第二百四十二号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百四十三　荷送人が、第十条第二項第二百四十三号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百四十四　荷送人が、第十条第二項第二百四十四号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百四十五　荷送人が、第十条第二項第二百四十五号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百四十六　荷送人が、第十条第二項第二百四十六号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百四十七　荷送人が、第十条第二項第二百四十七号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百四十八　荷送人が、第十条第二項第二百四十八号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百四十九　荷送人が、第十条第二項第二百四十九号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百五十　荷送人が、第十条第二項第二百五十号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百五十一　荷送人が、第十条第二項第二百五十一号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百五十二　荷送人が、第十条第二項第二百五十二号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百五十三　荷送人が、第十条第二項第二百五十三号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百五十四　荷送人が、第十条第二項第二百五十四号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百五十五　荷送人が、第十条第二項第二百五十五号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百五十六　荷送人が、第十条第二項第二百五十六号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百五十七　荷送人が、第十条第二項第二百五十七号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百五十八　荷送人が、第十条第二項第二百五十八号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百五十九　荷送人が、第十条第二項第二百五十九号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百六十　荷送人が、第十条第二項第二百六十号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百六十一　荷送人が、第十条第二項第二百六十一号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百六十二　荷送人が、第十条第二項第二百六十二号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百六十三　荷送人が、第十条第二項第二百六十三号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百六十四　荷送人が、第十条第二項第二百六十四号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百六十五　荷送人が、第十条第二項第二百六十五号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百六十六　荷送人が、第十条第二項第二百六十六号に掲げる事項について、当店の指定した期日までに当店に通知しないとき。

二百六十七　荷送人が、第十条第二項第二百六十七号に掲げる事項について、当